

表 6 - 7 - 1 特定工場から発生する振動の規制基準

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼間：午前 6 時から午後 1 0 時まで	夜間：午後 1 0 時から翌朝 6 時まで
第 1 種 区 域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表 6 - 7 - 2 特定建設作業と規制基準

特 定 建 設 作 業 種 類	種 類 に 対 す る 規 制 基 準					備 考
	振 動 の 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 の 禁 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止	
くい打機、 くい抜機又 はくい打く い抜機を使 用する作業	7 5 デシベル	第 1 号 区 域 午 後 7 時 から 翌 日 の 午 後 7 時 ま で	第 1 号 区 域 1 日 に つ き 1 0 時 間	同 一 場 所 に お い て 連 続 6 日 間	日 曜 日 、 そ の 他 の 日	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用 して建築物 その他の工 作物を破壊 する作業						
舗装版破碎 機を使用す る作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 m をこえない作業に限る。
ブレーカー を使用する 作業						手持式のものを除く、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業使用する作業に係る二地点間の最大距離が 50 m を超えない作業に限る。

(注) (区域の区分) 第 1 号区域：第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全区並びに第 4 種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m 以内の区域。

第 2 号区域：第 4 種区域のうち、第 1 号区域を除く区域。